

(陳受19第16号)

建設工事の信頼性を向上させるため市民による施工監視を行う
条例制定に関する陳情

受理年月日

平成19年 8 月 27日

陳 情 者

吉祥寺北町 3 - 14 - 8
武蔵野市民企画室
代表 佐竹 達夫

陳 情 の 要 旨

建設にかかわる不正、偽装、不良工事等の発覚により、マンションや公共施設が本当に安全につくられているか心配がぬぐえません。不透明で隠ぺい体質の建設業界にかかわる仕組み全体について国民は疑念を抱いており、公正性や安全性について大きく揺らいでおります。多くの市民の生活の場となる大型マンションや大型公共施設などは大地震に際して絶対に安全なものでなければなりません。これら重要な社会資産が大地震などに耐えられず重大な損傷をこうむったり倒壊した場合には、市民社会は大きな負担を背負うこととなります。構造設計が真正であっても構造上重要な部位で設計を無視した不良工事が行われてしまえば巨大建築物も倒壊しないまでも致命的な損傷をこうむり解体を余儀なくされます。首都圏が大地震に襲われた場合、被害規模の大きさがゆえ、長期に及ぶ不自由な生活を強いられ、武蔵野市の復興も危ぶまれます。本来、当事者である開発事業者、建設業者、設計者が監理すべき業務ですが、この業界に革命的な出直しが無い限り不安はぬぐえません。市民としてはもう待てません。急がなければなりません。その時、優良なマンションや公共施設等の社会資産が多く残り復旧が早まるよう、市民のための市民による不良工事の芽を摘み取る施工監視が必要です。

以上のことから、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 近年、多くの市民の生活の場となりつつあるマンションや公共施設など社会資産の安全性向上と、来るべき大地震に関する市民の不安感の軽減につながる取り組みについての条例を制定すること。
- 2 条例の制定にあたっては、危機管理部門等に施工監視する市民の活動を統括する市民を入れた委員会を設置すること。